

**令和6年度三重県ベトナム・タイミッション派遣事業業務委託
仕様書**

1 事業の目的

本事業は、本県の国際展開を推進するとともに、県内企業の海外展開を促進するため、三重県がミッション団（行政団及び経済団）をベトナム・タイへ派遣する際に、現地での関係機関・企業への訪問等を円滑に行うため、専門性に優れ、迅速で柔軟な業務体制を有する事業者により、行程管理や宿泊先、通訳者等の選定及び手配を委託することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名 令和6年度三重県ベトナム・タイミッション派遣事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和7年3月7日（金）までとする。

(3) 行程

別途交付する「令和6年度三重県ベトナム・タイミッション派遣事業 行程説明資料」（以下「行程説明資料」という。）による。

「行程説明資料」は本公告の日より令和6年9月19日（木）12:00まで、企画提案コンペ参加希望者に対し、随時交付する。希望する者は、事前に電話連絡の上、三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部企業誘致推進課海外展開支援班（TEL：059-224-2499）に、9時から17時の間に取りに来ること。（土日祝日除く）

(4) 業務の内容

令和6年度三重県ベトナム・タイミッション派遣事業が円滑に遂行できるよう、次のアからコの業務を実施すること。

三重県と現地訪問先との今後の調整状況により、業務内容の変更を求める可能性があるため、航空券、宿泊ホテル、現地通訳、専用車両等のすべての業務について、キャンセル規定を明記すること。

〔記載例〕

「○日前まで：無料、○日前から○日前まで：手配額の△△％」等

新たな業務内容は三重県と十分に協議した上で決定し、業務内容が変更となる場合は変更契約の対象となる。

ア 出張の運営・管理

- ① 行程においては、治安や衛生などに配慮し、参加者の安全が確保されること。
感染症対策についても必要な措置を講じられること。
- ② 出張者（行政団11名、経済団20名程度を予定）の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。
- ③ 実施にあたっては、出張先において、行程の管理を行う者（現地旅行会社等）によ

る支援体制が講じられること。

④ 現地の正確な情報を入手して行程の運営・管理を行うこと。

ただし、訪問先との面談の事前調整は三重県で行うため、業務に含まない。

イ 航空券の手配（行政団 10 名）

「行程説明資料」に示す行程で、行政団出張者の航空券を手配すること。航空券代に加え、空港施設利用料、燃油サーチャージ、発券手数料、座席指定料金等航空券に係る経費を含めること。

なお、航空券発券に際しては、事前に三重県の意向を十分に確認し、承諾を得ること。

※行政団は延べ 11 名となるが、本業務で航空券の手配を委託する 10 名とは別に、三重県が、Cクラスの航空券を 1 名分手配する。

ウ 宿泊ホテルの手配（行政団 11 名）

「行程説明資料」に示す日程で、行政団出張者のホテルを手配すること。

なお、宿泊ホテルの手配に際しては、事前に三重県の意向を十分に確認し、承諾を得ること。条件の詳細は「行程説明資料」による。

エ 食事の手配（行政団 11 名及び経済団 20 名程度）

「行程説明資料」に示す箇所の行政団、経済団出張者の昼食、夕食の必要人数分食事場所を契約後に提案の上、手配をすること。昼食、夕食場所の選定及び内容は三重県と十分に協議すること。

手配に係る費用は委託費に計上すること。

なお、食事代の実費については、委託費に含めず、原則、帰国後、受託者が行政団、経済団出張者に請求し、徴収すること。

オ 添乗員の手配（行政団及び経済団）

参加者の行程管理及び安全確保のため、日本から添乗員を行政団及び経済団にそれぞれ 1 名、合計 2 名同行させること。添乗員は、日本語のほか、英語での対応が可能な者とする。交通費（専用車両に同乗する部分は除く）や宿泊費、食費等、必要な諸経費を含めること。添乗員は、行政団及び経済団と同じ航空機に搭乗するものとし、航空券は格安運賃航空券（変更不可の航空券）とすること。

なお、フライト遅延、出張者の感染症罹患等のトラブルが生じた場合、トラブルの処理に対応可能な体制を確保すること。その体制については、添乗員の対応でなくとも可とするが、添乗員の対応でない場合は、対応可能な体制について詳細を明記すること。

カ 現地通訳の手配（行政団及び経済団）

「行程説明資料」に示す期間について、ベトナム・タイの各訪問先において逐次通訳が可能な通訳を行政団及び経済団にそれぞれ 1 名手配すること。面談時間が夜間となった場合も対応可能とすること。交通費（専用車両に同乗する部分を除く）や宿泊費、食費

等、必要な諸経費を含めること。

キ 専用車両の手配（行政団及び経済団）

各訪問先での移動のため、「行程説明資料」に示す期間について、行政団及び経済団にそれぞれ1台、専用車両（ドライバー付き）を手配すること。有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を含めること。

専用車両は、行政団（11名）、経済団（20名程度）がそれぞれ乗車できる車両で、加えて人数分のスーツケース等の荷物が収納でき、車両内に雨傘を人数分備え付けること。移動時間が夜間や深夜となった場合や訪問先の変更等の場合にも対応すること

また、訪問先との連絡調整や訪問者の途中離団・途中合流等に柔軟に対応し、円滑な移動が行える体制とすること。

専用車両の車種、車番等の情報を、ミッション団（行政団及び経済団）の出発1週間程度前までに、三重県に連絡すること。（1週間程度前までに、三重県に連絡することが困難な場合は、あらかじめ、いつまでに連絡できるか、提示すること。）

なお、専用車両には行政団及び経済団の出張者ほか、各行事への参加者等が数名同乗する必要があるため留意すること。

ク 備品の手配

① モバイルWi-Fiルーター等の手配

現地滞在中、移動の際などにもインターネットへの接続が可能となるよう、Wi-Fiルーター（4G以上、容量無制限）、モバイルバッテリー（充電済）及び充電器を各5台手配すること。

② イヤホンガイドの手配

令和7年1月14日（火）にイヤホンガイド20個を経済団専用車両に手配すること。

ケ 現地進出企業との夕食交流会の運営業務

現地進出企業との夕食交流会の運営業務を行うこと。業務の詳細は「行程説明資料」による。

コ 経済団の旅行の手配

経済団出張者（20名程度）の旅行（航空券、宿泊ホテル）について、必要分を手配すること。行政団との連携、経済団の行程管理のため、各種手配について、三重県と十分に協議すること。

なお、経済団出張者の航空券、宿泊ホテル、食事代の実費については、帰国後、受託者が経済団出張者に請求し徴収すること。

※経済団出張者の参加募集は、三重県が別途行う。

経済団の規模は20名程度を見込んでいるが、受付状況により変動することがある。

また、参加者の一部については、途中離団や途中合流が生じる場合があるため、受

託者はこれらの状況を確認し、必要な手配を行うこと。

※三重県が受け付けた参加申込みについては、受託者に随時その情報を提供する。受託者は各参加者に対し、手配内容を確認の上、手配申込みや支払い等について直接調整すること。

(5) 納品物

ア 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」

(原則としてA4版・両面印刷) 2部(提出時期:委託業務着手時)

イ 委託業務実施結果を記載した「業務完了報告書」(様式任意)

(原則としてA4版・両面印刷) 2部(提出時期:委託業務実施後)

なお、「委託業務実施報告書」の提出の際、イの納品物の電子ファイル一式

(形式:PDF、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれか)を合わせて提出することとする。

(6) 納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部企業誘致推進課

(7) 納入期限

令和7年3月7日(金)

(8) 業務実施上の条件

ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。

イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。

ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

エ 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、旅行会社の専門知識を有する職員(総合旅行業務取扱管理者)を配置するものとする。

オ 旅行商品の企画及び販売にあたっては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。

カ 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対処できる者であること。

(9) 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守させること。

(10) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(11) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③発注所属に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者がア②または③の義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(12) 中止等の場合の対応

ア 三重県ベトナム・タイミッション派遣事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議の上決定すること。

イ 三重県ベトナム・タイミッション派遣事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、実施した業務に係る費用を積算したものを、委託者の指定する日時までに提出すること。

(13) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。